足利大学 成績評価値に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学科目履修規程第7条の規定に基づき、成績評価値(グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)) について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 「GPA」とは、各授業科目 5段階の成績評価の内容に対応して $4\sim0$ のグレードポイント(以下「GP」という。)を付与して算出する 1単位当たりの GP 平均値をいう。
- 2 GPA対象授業科目は、本学の授業科目とする。ただし、GPAの対象から除く科目は、別に 定める。

(成績評価及びGP)

- 第3条 成績評価の内容によるGPは、次のとおりとする。
 - (1) S (90~100 点) G P=4
 - (2) A (80~ 89点) G P=3
 - (3) B (70~ 79点) G P=2
 - (4) C (60∼ 69点) G P=1
 - (5) D (59 点以下) G P=0
 - (6) F (評価点なし) G P=0
 - (7) G (認定単位) G P=対象外

(GPAの計算方法)

- 第4条 GPAは、当該学期に登録したGPA対象科目について計算するものとし、計算値は小数 点第3位以下を切り捨てて表記するものとする。
- 2 GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該 学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期の登録単位数の総和で除して算出 する。
 - GPA=Σ(GP×当該科目の単位数) ÷ 登録単位数の総和
 - (GPAの通知及び活用)
- 第5条 GPAの学生及び保護者への通知は、成績通知書に記載して行う。
- 2 成績評価の内容と併せ、GPAおよびGPは学内資料に活用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、各学部の教務委員会が審議し、各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

附則

- この規程は、平成23年4月1日から実施する。
- この規程は、平成26年4月1日から実施する。
- この規程は、平成27年4月1日から実施する。
- この規程は、平成30年4月1日から実施する。